

医療法人社団健育会 石巻健育会病院
訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション運営規程

第1条 医療法人社団健育会が開設する石巻健育会病院（以下「事業所」という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業所の従事者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

3 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 ： 医療法人社団健育会 石巻健育会病院
- （2）所在地 ： 宮城県石巻市大街道西三丁目3番27
- （3）連絡先 ： TEL 0225-94-9195 FAX 0225-96-9866
- （4）管理者 ： 永野 功
- （5）介護保険指定事業所番号 ： 0410211569

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

（1）管理者 1 名

管理者は、指定訪問リハビリテーション等の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

（2）従業者の職種及び員数

医師	6 名（常勤 6 名 非常勤 0 名）
理学療法士	6 名（常勤 6 名 非常勤 0 名）
作業療法士	2 名（常勤 2 名 非常勤 0 名）
言語聴覚士	3 名（常勤 3 名 非常勤 0 名）

医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、医学的対応を行う。

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、医師と共同して訪問リハビリテーション計画書を作成し、それに基づき、適正な訪問リハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。

但し、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間：午前9時から午後5時までとする。

(利用料等その他の費用の額)

第7条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、その額の1割負担、2割負担または3割負担とする。

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、

石巻市（離島・旧牡鹿町・雄勝町・桃生町・北上町は除く）

東松島市（旧矢本町）とする。

(相談・苦情処理)

第9条 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーションに係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、完結の日から5年間保存する。

(事故発生時の対応)

第10条 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。

3 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止について)

第11条 当院は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

(2) 虐待発生時の指針を策定し、相談・報告体制を整備しています。

(3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(4) 当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(身体の拘束等)

第12条 当院は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。ただし、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当院の医師がその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(感染対策及び衛生管理)

第13条 当院は、感染症の予防及びまん延防止のために以下の措置を行う。

- (1) 感染対策委員会を設置する。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための感染予防対策マニュアルを定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- (3) 従業者に対し平常時の対策及び発生時の対応に関する研修等を定期的・計画的に行う。
- (4) 利用者の使用する設備、飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

(個人情報の保護)

第14条 当院職員である期間および当院職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 当院は、従業者の資質向上のため、研修の機会を設ける。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は石巻健育会病院運営会議において定めるものとする。

附 則

この規定は、平成26年12月1日から施行する。

平成27年4月1日 改編

平成29年5月1日 改編

平成30年4月1日 改編

令和元年5月1日 改編

令和2年4月1日 改編

令和3年4月1日 改編 介護報酬改定のため

令和4年4月1日 改編 従業者の職種及び員数変更のため

令和5年4月1日 改編 従業者の職種及び員数変更のため

令和6年4月1日 改編 管理者変更、従業員数変更のため

令和6年6月1日 改編 介護報酬改定のため一部内容変更

指定訪問リハビリテーション利用約款

《約款の目的》

第1条 石巻健育会病院（以下「当院」という。）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当院に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

《適用期間》

第2条 本約款は、利用者が訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用同意書を当院に提出したのち、令和 年 月 日以降から効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

利用者は、前項に定める事項の他、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当院訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を利用することができるものとします。

《利用者からの解除》

第3条 利用者及び扶養者は、当院に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく訪問

第4条 リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当院及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当院にお支払いいただきます。

《当施設からの解除》

第4条 当院は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を2ヶ月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、適切な訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者又は扶養者が、当院、当院職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、病院設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

《利用料金》

- 第5条 利用者及び扶養者は、連帯して、当院に対し、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの対価として、重要事項説明書の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当院は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当院は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、利用月の利用料金の合計額の請求書及び明細書を送付し、利用者及び扶養者は、連帯して、当院に対し、当該合計額を次回の請求書発行までに支払うものとします。
- 3 当院は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は扶養者の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

《記録》

- 第6条 当院は、利用者の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
- 2 当院は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

《身体の拘束等》

- 第7条 当院は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、当院管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当院の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

《秘密の保持及び個人情報の保護》

- 第8条 当院とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。
- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

《緊急時の対応》

- 第9条 当院は、利用者に対し、医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、他医療機関へ診療を依頼することがあります。
- 2 当院は、利用者に対し、当院における訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、訪問利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、必要な措置を講じ（医療安全対策マニュアル）、当院は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

《事故発生時の対応》

第 10 条 当院は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

《要望又は苦情等の申出》

第 11 条 利用者及び扶養者は、当院の提供する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスに対しての要望又は苦情等について、提供した指定訪問リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置しています。

《賠償責任》

第 12 条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供に伴って当院の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当院は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当院が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当院に対して、その損害を賠償するものとします。

《利用契約に定めのない事項》

第 13 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当院が誠意をもって協議して定めることとします。

付 則 この運営規程は、令和 6 年 6 月 1 日より施行する。